

昭和二十三年十一月三十日
答 弁 第 七 号

内閣衆甲第七一号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

衆議院議員河口陽一君提出農地買収に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河口陽一君提出農地買収に関する質問に対する答弁書

御質問になつた問題は、詳細なる事情が判明しないが、不在地主なれば自作農創設特別措置法第三條の規定により当然買収すべきでありますので、至急充分に調査いたします。